

放置自転車対策についてのよくあるご質問

番号	ご質問	回答
1	自宅の前の道路(公道)に自転車が放置されているので撤去して欲しい。	西東京市まちづくり部交通課（電話番号：042-438-4057）までご連絡ください。
2	自宅の敷地内や住んでいるマンション、所有している駐車場、管理している私道などに自転車が乗り捨てられているので撤去して欲しい。	西東京市自転車等の放置防止に関する条例に基づいて、市が撤去等の対応ができるのは、公共の場所等に限られます。そのため、私有地については撤去等の対応はできません。私有地については、土地の管理者の責任において対応ください。
3	盗難被害にあった自転車が撤去された。そういう自転車を引き取る場合でも撤去保管料はかかるのか？	原則として撤去保管料は必要になります。ただし、盗難について警察に被害届を提出しているなど一定の要件を満たす場合には、撤去保管料が免除になる場合があります。詳しくは西東京市まちづくり部交通課（電話番号：042-438-4057）までご相談下さい。
4	駐輪場に駐輪していたが、放置自転車として撤去された。その場合でも引き取る場合には撤去保管料はかかるのか？	西東京市では、公共の場所等に放置されている自転車と市が設置する無料自転車駐車場に長期間駐輪されている自転車のみ撤去いたします。それ以外の車両を撤去することはありません。撤去されているということは、何らかの理由で公共の場所等に移動されたことが原因と推測いたします。そうした理由であっても公共の場所等に放置されている事実はありますので、撤去保管料は必要です。
5	利用する店舗前の道路(公道)に駐輪していた自転車が撤去された。その場合でも引き取りには撤去保管料はかかるのか？	利用する店舗の前であっても、道路や駅前広場などの公共の場所等に放置してあれば放置自転車として撤去いたします。引き取る場合には撤去保管料は必要です。店舗を利用する場合には、店舗の駐輪場や周辺の自転車駐車場、民間駐輪場をご利用ください。
6	撤去された自転車について、保管しているとのハガキが来た。どうして持ち主である自分の連絡先が分かったのか？	撤去した自転車については、防犯登録番号をもとに警察に所有者を照会しています。その結果、所有者が判明した方については、撤去した旨をハガキでお知らせしています。
7	道路(公道)上にバイクが放置されているので撤去して欲しい。	西東京市自転車等の放置防止に関する条例に基づいて、西東京市が撤去等の対応ができるバイクは原付バイクのみです。該当する場合には、撤去等の対応をいたします。原付バイク以外のバイクやミニカー登録されている車両につきましては、道路管理者や警察までご相談ください。
8	放置自転車の引取りに車で行くことは可能か？	保管状況等によりますので、引取り先の保管所までお問い合わせください。
9	自転車を紛失した場合、西東京市に撤去されたのか確認する方法はあるのか？	西東京市で撤去をした実績についてはお答えすることができます。西東京市まちづくり部交通課（電話番号：042-438-4057）までお問合せください。
10	自宅敷地内に放置自転車がある。防犯登録番号から持ち主を教えてもらえることは可能か？	防犯登録番号は西東京市で管理しておりません。そのため、防犯登録番号をお伝えいただいても持ち主をお答えすることはできません。防犯登録番号は警察が管理しておりますので、警察までお問合せ下さい。
11	自宅や所有するマンションや店舗の敷地内に自転車が乗り捨てられてしまった。道路(公道)に移動すれば放置自転車として撤去してもらえるのか？	私有地に乗り捨てられた自転車については、土地所有者の責任において対応ください。道路に移動することはおやめください。
12	西東京市と書かれたナンバープレートを付けた原付バイクが道路(公道)に放置されている。その場合は、西東京市に撤去の依頼をするのか？	ナンバープレートに書かれた地名にかかわらず、放置している場所を管轄する自治体が対応いたします。西東京市内の道路に放置されれば、西東京市が撤去等の対応をいたします。西東京市まちづくり部交通課（電話番号：042-438-4057）までご連絡ください。 西東京市以外の道路に放置されている場合は、放置されている場所を管轄する自治体までご連絡ください。
13	電動キックボードや電動バイクが道路(公道)に放置されているので、撤去して欲しい	電動キックボードや電動バイクは、原付バイクとして登録し、ナンバープレートを装着している車両のみ、西東京市自転車等の放置防止に関する条例に基づいて、西東京市が撤去等の対応をいたします。原付バイク以外の区分で登録されている車両や、ナンバープレートを装着していない車両につきましては、道路管理者や警察までご相談ください。

※原付バイクとは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を指します。（例：排気量50cc以下の原付バイク、特定小型原動機付自転車として登録される電動キックボード、新基準原付バイク）